

<参考>

●ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) などに関する法令での規制の検討スケジュール（予定）

- ・平成25年7月26日（金）、平成25年8月30日（金）、平成25年9月9日（月）

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会

※健康障害防止措置について検討

●化学物質による労働者の健康障害のリスク評価について

事業場で使用されている化学物質の中には、その取扱いによっては労働者にがんなどの健康障害を生じさせるおそれのあるものがあります。厚生労働省では、こうした物質を順次選定して、「化学物質のリスク評価検討会」を毎年開催し、「初期リスク評価」（※1）を行い、リスクが高いと考えられる事業場の存在が確認された物質については、さらに「詳細リスク評価」（※2）を実施して、事業場間などに共通するリスクがあるか否かを検討・提言しています。

※1 「初期リスク評価」では、事業場で労働者がどの程度、化学物質にさらされたかを把握する実態調査（「ばく露実態調査」）で得られたばく露の程度（「ばく露レベル」）と、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じる「ばく露限界値」（「評価値」）との比較により、健康障害の生じるリスクの高低を判定しています。

※2 「詳細リスク評価」では、初期リスク評価で高いばく露が確認された物質に対し、問題となる作業工程を対象に追加的にばく露実態調査を行い、事業場間等に共通するリスクの有無を判定しています。

化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のしくみ

化学物質のリスク評価に係る企画検討会

◆リスク評価方針の検討、リスク評価対象物質の選定、リスク評価の周知等の方策を検討。

有害物ばく露作業報告

◆事業者が、厚生労働大臣が指定した化学物質について、自らの事業場における製造や取扱いの状況等を労働基準監督署に報告するもので、法令（安衛則第95条の6）に定められた報告。（製造・取扱量が500kg以上ある場合に報告の対象となる。）

化学物質のリスク評価検討会

◆リスク評価（初期リスク評価、詳細リスク評価）は、「有害性の評価」と「ばく露の評価」から検討。

➤有害性の評価

対象となる物質について、主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行う。そして、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値（「評価値」）を設定。

➤ばく露の評価

「有害物ばく露作業報告」が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた労働者のばく露測定結果からばく露濃度を算出。

➤リスク評価

評価値とばく露濃度を比較し、労働者の健康障害の生じるリスクの高低を判定。

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会

◆リスク評価結果をもとに、どのような健康障害防止措置が必要か検討。

健康障害防止措置の導入（政省令改正）